

別府市公告第 2 1 2 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び別府市契約事務規則（平成 2 年別府市規則第 4 6 号）第 2 2 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 4 月 1 2 日

別府市長 長 野 恭 紘

1 競争入札に付する事項

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| (1) 件 名       | 高規格救急自動車の購入         |
| (2) 履行（納品）場所  | 別府市消防本部             |
| (3) 履行期間（納期限） | 令和 7 年 3 月 2 1 日（金） |
| (4) 概 要       | 別紙仕様書のとおり           |
| (5) 最低制限価格    | 設けない                |

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当せず、かつ、同条第 2 項の規定に基づく別府市の競争入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 別府市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成 7 年別府市告示第 1 7 6 号）第 6 条の競争入札参加資格者名簿に業種コード「0 6 0 1：自動車」又は「1 4 0 1：消防関係」にて登録されている者であること。
- (3) 高度管理医療機器等販売業許可証を交付されていること。
- (4) 大分県内に本店又は支店等（別府市との入札契約等に関する権限の委任を受けている者）があること。
- (5) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（令和 5 年別府市告示第 7 1 号。以下「指名停止等措置要領」という。）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 入札予定日以前 3 箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (8) 競争入札参加資格については、公告日時点において上記資格等を満たしていること。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当課

郵便番号 874-8511  
住 所 別府市上野口町1番15号  
別府市総務部契約検査課  
電話番号 0977-21-1265

#### (2) 本公告内容の交付期間、場所及び方法

##### ① 交付期間

令和6年4月12日（金）から令和6年5月10日（金）までの開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

##### ② 交付場所及び方法

別府市総務部契約検査課において直接交付を行うほか、別府市公式ホームページによるものとする。

[https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/nyuusatu\\_keiyaku/buppin/detail3.html](https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/nyuusatu_keiyaku/buppin/detail3.html)

#### (3) 仕様書等の閲覧期間、場所及び方法

##### ① 閲覧期間

(2)の①同じ。

##### ② 閲覧場所及び方法

別府市役所3階 閲覧室及び別府市公式ホームページ

#### (4) 仕様書等の質疑応答

① 仕様書等に質問がある場合には、次により仕様書等に対する「質問書（様式第4号）」を持参すること。

##### ア 提出期間

令和6年4月12日（金）から令和6年5月2日（木）

までの開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、最終日は正午までとする。

イ 提出場所

郵便番号 874-0905

場 所 別府市上野口町19番27号

別府市消防本部

(担当者) 千葉、立脇

電話番号 0977-25-1124

② ①に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 回答閲覧期間

原則として①のアの提出期間の最終日の翌日から起算して  
2日後までに開始する。閲覧は開庁日の午前8時30分から  
午後5時までとし、最終日は入札予定日の前開庁日とし、  
正午までとする。

イ 閲覧場所

別府市役所3階 閲覧室

(5) 現場説明会 実施しない。

(6) 入札保証金 免除する。

(7) 入札(開札)の日時及び場所

① 日 時 令和6年5月13日(月) 午前11時

② 場 所 別府市上野口町1番15号  
別府市役所3階 入札室

③ 入札方法等

入札場所に「入札書(様式第7号その3)」を持参することとし、  
郵送又は電送による入札は認めない。

また、初度入札時に「入札内訳書(品名、仕様・規格、数量を記載  
した一覧表。様式任意)」を必ず添付すること。

同等品認定の承認を受けた品名で入札する場合は、「入札内訳書」  
には必ず当該同等品の品名、仕様・規格、数量を記載すること。

なお、「入札内訳書」への税抜き単価及び品名別小計の記載は任意  
とするが、記載する場合は品名別小計の合計額は必ず初度入札額と同  
額であること。一括値引きは認めない。

④ 入札回数

原則として2回までとする。

⑤ その他

ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の  
100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未

満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者が代理人の場合は、当日委任状を持参すること。

#### 4 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出

(1) 入札への参加を希望する者は、競争入札参加資格を確認するため、下記書類(以下「申請書等」という。)を提出すること。

- 1) 「競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)」
- 2) 「競争入札参加資格状況表(様式第2号)」
- 3) 「履行実績(様式第3号)」
- 4) 「高度管理医療機器等販売業許可証の写し」
- 5) 「出荷証明書」

なお、出荷証明書は代理店証明書に代えることを可とする。

- ① 提出日時 令和6年5月10日(金)  
午前10時から午前11時まで
- ② 場 所 別府市上野口町1番15号  
別府市役所3階 入札室

(2) 申請書等を提出しない者又は契約担当者が競争入札参加資格を有していないと確認した者は、当該入札に参加することができない。

#### 5 落札者の決定等

(1) 開札後は、最低価格入札者の入札額及び業者名を公表の上、当該最低価格入札者を落札候補者とし、開札を終了する。

(2) 開札終了後、落札候補者の申請書等について審査し、落札候補者が競争入札参加資格を有していることを確認した場合には、当該落札候補者を落札者とし、競争入札参加資格を有していないことを確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者(以下「次順位者」という。)の競争入札参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。ただし、次順位者が競争入札参加資格を有していない場合には、順に同様の手続きを行い、競争入札参加資格を有していない者が行った入札についてはこれを無効とし、その結果を通知する。

なお、落札者を決定した場合には、速やかに落札者に対し通知すると

- ともに、当該入札結果を公表する。
- (3) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2開庁日以内に行うものとする。
- ただし、最低の価格で入札した者が競争入札参加資格を有しないと確認された場合は、この限りでない。
- (4) 落札決定後、落札者は契約締結（議会案件の場合は、仮契約締結）までの間に、入札金額に対応した「積算内訳書（様式任意）」を提出すること。
- (5) 入札参加者が1者の場合の措置
- 入札参加者が1者であっても、落札者を決定する。
- 6 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、5の(2)の通知の日の翌日から起算して7開庁日以内に、契約担当者に対して、競争入札参加資格がないと確認した理由の説明について、書面（様式任意）を持参して求めることができるものとする。
- なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、(1)に規定する期間の最終日の翌日から起算して8開庁日以内に書面により回答する。
- (3) (1)の書面の提出場所は、3の(1)の担当課とする。
- 7 契約保証金
- (1) 契約者は、別府市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。
- ただし、次のいずれかの担保の提供をもって代えることができる。
- ① 国債又は地方債
  - ② 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
  - ③ 政府保証のある債権
  - ④ 市長が確実と認める社債
  - ⑤ 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- (2) 次のいずれかに該当する場合には、契約保証金が免除される。
- ① 契約者が保険会社との間に別府市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - ② 契約者が過去2年間に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 契約書作成の要否  
要

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (7) 公告に示した競争入札参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- (8) その他入札開始前の注意事項、入札に関する条件に違反した入札

10 支払い条件

前払金 無

11 入札（開札）の中止等について

不正行為その他一般競争入札の実施に著しい支障が生じた場合は、開札を中止し又は延期するものとする。

12 その他

(1) この公告に定めのない事項については、別府市物品等供給契約に係る要件設定型一般競争入札実施要領（平成21年告示第79号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、別府市契約事務規則その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けたとき。

イ 入札公告に掲げる競争入札参加資格の要件を満たさなくなったとき  
(4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会の議決）までの間に落札者が、(3) のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除ができるものとする。

この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(5) 契約担当者は、契約締結後において、落札者が(3) のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約の解除を行うことができるものとする。

(6) 落札者（落札候補者、最低価格入札者、仮契約者及び契約者を含む。）は、入札後に(3) のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。

(7) 当該入札に参加しようとした者の名称並びにその者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。

(8) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(9) 当該入札に付する案件は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成2年条例第17号）第3条の規定に該当するので、落札者とは仮契約を締結し、議会の議決を経た後に正式契約となるものである。

なお、議会の議決を得られなかったことにより落札者に損失が生じても、本市は一切の責めを負わない。

(10) その他不明な点は、別府市総務部契約検査課まで照会のこと。

電話番号 0977-21-1265